

第9期(令和6年度～令和8年度)介護保険料

(東大阪市)

所得段階	対 象 と な る 方			保 険 料		
				割 合	年 額	月 額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計額が年間80万円以下の方			基準額 × 0.285	24,257	2,022
第2段階	本人が市民税非課税	同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計額が 年間80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.435	37,023	3,086
第3段階			上記(第1段階、第2段階)以外の方	基準額 × 0.685	58,301	4,859
第4段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計額が 年間80万円以下の方	基準額 × 0.87	74,046	6,171
第5段階 (基準額)			上記(第4段階)以外の方	基準額	85,110	7,093
第6段階	本人が市民税課税	本人の「合計所得金額」が年間120万円未満の方		基準額 × 1.15	97,877	8,157
第7段階		本人の「合計所得金額」が年間120万円以上210万円未満の方		基準額 × 1.30	110,643	9,221
第8段階		本人の「合計所得金額」が年間210万円以上320万円未満の方		基準額 × 1.50	127,665	10,639
第9段階		本人の「合計所得金額」が年間320万円以上400万円未満の方		基準額 × 1.70	144,687	12,058
第10段階		本人の「合計所得金額」が年間400万円以上500万円未満の方		基準額 × 2.10	178,731	14,895
第11段階		本人の「合計所得金額」が年間500万円以上600万円未満の方		基準額 × 2.30	195,753	16,313
第12段階		本人の「合計所得金額」が年間600万円以上700万円未満の方		基準額 × 2.40	204,264	17,022
第13段階		本人の「合計所得金額」が年間700万円以上800万円未満の方		基準額 × 2.50	212,775	17,732
第14段階		本人の「合計所得金額」が年間800万円以上900万円未満の方		基準額 × 2.60	221,286	18,441
第15段階		本人の「合計所得金額」が年間900万円以上1000万円未満の方		基準額 × 2.70	229,797	19,150
第16段階		本人の「合計所得金額」が年間1000万円以上1200万円未満の方		基準額 × 2.80	238,308	19,859
第17段階		本人の「合計所得金額」が年間1200万円以上1500万円未満の方		基準額 × 2.90	246,819	20,569
第18段階		本人の「合計所得金額」が年間1500万円以上の方		基準額 × 3.00	255,330	21,278

- ※ 世 帯………… 原則として4月1日現在での住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合、その年度はそれぞれ、転入日・到達日現在の世帯となります。
- ※ 合計所得金額…… 合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定される金額(年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額)で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引く前の金額です。また、「合計所得金額」は所得税や住民税の課税決定に用いられる「総所得金額等」とは異なり、土地・建物や株式の譲渡所得の場合は純損失・雑損失等の繰越控除適用前の金額をいいます。なお、保険料の算定に用いる合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります。さらに、第1段階から第5段階までの方は、年金収入に係る所得を控除した額(平成30年度税制改正に伴う、給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮)となります。
- ※ 公的年金等収入額… 税法上課税対象となる公的年金(国民年金、厚生年金など)の収入をいい、課税対象とならない年金(遺族年金、障害年金など)は含まれません。
- ※ 老齢福祉年金… 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

●介護保険料決定通知書は、毎年7月中旬に送付します。

基準額
(年額) =

介護サービス給付にかかる費用 × 65歳以上の人の負担割合(23%)

65歳以上の方の人数

※基準額… 各段階の保険料額を決める基準となる額。

お問合せ
東大阪市役所 福祉部 高齢介護室
介護保険料課 電話: 06(4309)3188

